

# 1 平成 29 年度及び平成 30 年度財政的援助団体等監査の結果に基づき講じた措置の状況

## (1) 平成 29 年度

(単位：件)

区 分		監査結果	措置済	今回措置を 講じたもの※	未措置	
		A	B	C	A - B - C	
団 体	指摘事項	出資・出捐 <sup>えん</sup> 団体	2	2	0	0
		補助金等交付団体	0	—	—	—
		指 定 管 理 者	0	—	—	—
	計		2	2	0	0
	指導事項	出資・出捐団体	5	5	0	0
		補助金等交付団体	3	3	0	0
		指 定 管 理 者	4	4	0	0
	計		12	12	0	0
	検討事項	出資・出捐団体	1	1	0	0
		補助金等交付団体	0	—	—	—
		指 定 管 理 者	0	—	—	—
	計		1	1	0	0
	所 管 機 関	指摘事項	出資・出捐団体	0	—	—
補助金等交付団体			1	1	0	0
指 定 管 理 者			0	—	—	—
計		1	1	0	0	
指導事項		出資・出捐団体	1	0	0	1
		補助金等交付団体	2	2	0	0
		指 定 管 理 者	2	2	0	0
計		5	4	0	1	
検討事項		出資・出捐団体	0	—	—	—
		補助金等交付団体	0	—	—	—
		指 定 管 理 者	0	—	—	—
計		0	—	—	—	
合 計		21	20	0	1	

## (2) 平成 30 年度

(単位：件)

区 分		監査結果	措置済	今回措置を 講じたもの*	未措置	
		A	B	C	A-B-C	
団 体	指摘事項	出資・出捐 <sup>きん</sup> 団体	2	0	0	2
		補助金等交付団体	2	0	2	0
		指 定 管 理 者	1	0	0	1
	計		5	0	2	3
	指導事項	出資・出捐団体	7	0	1	6
		補助金等交付団体	1	0	0	1
		指 定 管 理 者	2	0	0	2
	計		10	0	1	9
	検討事項	出資・出捐団体	0	—	—	—
		補助金等交付団体	0	—	—	—
		指 定 管 理 者	0	—	—	—
	計		0	—	—	—
所 管 機 関	指摘事項	出資・出捐団体	0	—	—	—
		補助金等交付団体	2	0	0	2
		指 定 管 理 者	1	0	0	1
	計		3	0	0	3
	指導事項	出資・出捐団体	0	—	—	—
		補助金等交付団体	1	0	0	1
		指 定 管 理 者	1	0	0	1
	計		2	0	0	2
	検討事項	出資・出捐団体	0	—	—	—
		補助金等交付団体	0	—	—	—
		指 定 管 理 者	0	—	—	—
	計		0	—	—	—
合 計		20	0	3	17	

※「今回措置を講じたもの」については、平成 31 年 3 月 28 日に知事から通知があったもの

(注) 監査結果の区分については、次のとおり。

- ・指摘事項：是正又は改善を求める事項のうち、その程度が重大なもの
- ・指導事項：是正又は改善を求める事項
- ・検討事項：所掌する事務の執行の適正化のため検討を求める事項

## 2 財政的援助団体等監査の結果に基づき講じた措置

平成 30 年度

### (1) 団体監査結果（指摘事項）に基づき講じた措置

#### 補助金等交付団体

所管機関名	団体名 (補助金等の名称)	監査結果	講じた措置
医療福祉 連携推進課	医療法人香徳会	岐阜県病院内保育所夜間運営費補助金において、開所時間の要件を満たさない保育実施日数を含めて補助対象経費を算定していたことにより、補助金 82,000 円が過大受給となっていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。	指摘事項について、当該法人から、以下のとおり対応したとの報告を受け、確認した。 指摘事項については、過去 5 年分を調査した結果、平成 29 年度補助金過大受給分 82,000 円に加えて、平成 25 年度から平成 28 年度までの補助金過大受給分 560,000 円を平成 30 年 12 月 25 日に返還した。 平成 30 年度分より保育所開所時間計算書を作成し、昼間・夜間・24 時間・児童保育時間数の正確な把握に努めている。 また、現場や事務担当課内で補助要件を改めて確認し、及び情報共有し、提出書類について、現場担当者や事務担当者、責任者等、複数での確認を徹底する。
医療福祉 連携推進課	医療法人香徳会	岐阜県新人看護職員研修事業費補助金において、実際の研修時間数とは異なる時間数をもって補助対象となるべき人件費を算定していたことにより、補助金 16,000 円が過大受給となっていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。	指摘事項について、当該法人から、以下のとおり対応したとの報告を受け、確認した。 指摘事項については、過去 5 年分を調査した結果、過大受給となっていた平成 29 年度分 16,000 円を平成 30 年 12 月 25 日に返還した。 今後は、看護研修担当者と事務担当者との情報共有及び提出書類の複数での確認を徹底する。特に、研修時間数については、変更等あったときは、2 名以上の職員で研修報告書の書類を確認する。

(2) 団体監査結果（指導事項）に基づき講じた措置

出資・出捐団体

所管機関名	団体名	監査結果	講じた措置
新産業・エネルギー振興課	株式会社ブイ・アール・テクノセンター	月次決算において、決算諸表に係る決裁が行われておらず、代表取締役社長へ提出されていなかったもので、今後は適正に処理されたい。	指導事項について、株式会社ブイ・アール・テクノセンターから以下のとおり対応した旨の報告を受け、確認した。 平成30年12月次決算以降、同社の専決委任規程で定める決裁権者である専務の決裁を行い、決裁後は月次決算書を代表取締役社長へ提出している。 今後は同様の事案が発生しないよう、適正な事務処理に努める。